

各府省が主催する研究会等への参画について（案）

平成 26 年 5 月 12 日
統計委員会委員申合せ

1 各府省が所管統計の検討・改善のために主催する各種の研究会等について、統計委員会の委員の参画は、以下のとおりとする。

(1) 研究会等に正式な構成員として新たに参加（注）することを可能な限り控える。

(2) 正式な構成員でなく、ヒアリングや審議協力の形態で当該統計又は研究会等に貢献することを妨げるものではない。

(注) 「新たに参加」の基準について

既に構成員として参加している研究会等であっても、研究会等に以下のいずれかの変更がある場合には「新たに参加」とみなす。

- ① 名称、開催目的又は検討事項に変更がある場合
- ② 過半数の構成員が同時に交替する場合
- ③ 前回開催後 2 年以上が経過した後に開催する場合
- ④ 設置期間が明示され、それを 1 年以上延長又は更新する場合

2 当申合せの運用を円滑にするため、各府省で疑問等が生じた場合には、前広に統計委員会担当室に相談するよう各府省に要請する。